

令和6年度

中津市決算に基づく健全化判断  
比率及び資金不足比率審査意見書

中津市監査委員

中 監 第 270 号  
令和 7 年 8 月 6 日

中津市長 奥 塚 正 典 殿

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

令和 6 年度中津市決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 6 年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

## 目 次

第1. 審 査 の 対 象	4
第2. 審 査 の 期 間	4
第3. 審 査 の 方 法	4
第4. 審 査 の 結 果	4
1. 算 定 対 象 会 計	5
2. 健 全 化 判 断 比 率	6
(1) 実 質 赤 字 比 率	6
(2) 連 結 実 質 赤 字 比 率	8
(3) 実 質 公 債 費 比 率	10
(4) 将 来 負 担 比 率	12
3. 資 金 不 足 比 率	14

### 凡 例

1. 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
2. 比率(%)は、原則として表示単位未満を四捨五入した。
3. 「ポイント」とは、パーセント間の単純差引数値である。
4. 増減率とは、本年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
5. 符号の用法は次のとおりである。
  - (0、-) ……該当数値のないもの又は算出不能のもの
  - (△) ……負数又は減数
  - (大幅増) ……計数が1,000%以上増加したもの
  - (大幅減) ……計数が1,000%以上減少したもの
  - (皆 増) ……前年度に該当数値がなく、当年度に全額増加したもの
  - (皆 減) ……前年度に該当数値があり、当年度に該当数値がないもの

# 令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

## 第1. 審査の対象

令和6年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2. 審査の期間

令和7年7月17日から令和7年8月6日まで

## 第3. 審査の方法

審査にあたっては、監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

## 第4. 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保していると認めた。

## 1. 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲

区分		会計名等	各指標の対象範囲			
一般会計等	一般会計	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑	↑	↑
	特別会計	ケーブルネットワーク事業特別会計				
公営事業会計	特別会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)		↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)				
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)						
介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)						
後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計	法適用 公営企業会計	水道事業会計				↑ 資金不足比率 ↓
		病院事業会計				
		診療所事業会計(小児救急センター)				
		下水道事業会計(公共下水道事業)				
		下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)				
		下水道事業会計(農業集落排水事業)				
		下水道事業会計(小規模集合排水事業)				
一部事務組合・広域連合		大分県交通災害共済組合				
		大分県市町村会館管理組合				
		大分県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等		中津市土地開発公社				

- ・資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。
- ・法適用とは、地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業をいう。

## 2. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減	早期健全化基準
1. 実質赤字比率	－ (△5.36)	－ (△5.53)	－ (△0.17)	12.11
2. 連結実質赤字比率	－ (△26.26)	－ (△23.11)	－ (3.15)	17.11
3. 実質公債費比率	5.5	5.6	0.1	25.0
4. 将来負担比率	33.2	43.3	10.1	350.0

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でないため「－」で表示した。  
各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考値として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は 5.6％で、前年度に比べ 0.1 ポイント悪化し、早期健全化基準(25.0％)を下回っている。

将来負担比率は 43.3％で、早期健全化基準(350.0％)を下回っている。

### (1)実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \triangle 1,359,730 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 24,583,238 \text{ 千円}} \times 100 \\ &\div \triangle 5.53 \quad (\text{参考比率}) \end{aligned}$$

[実質赤字比率]

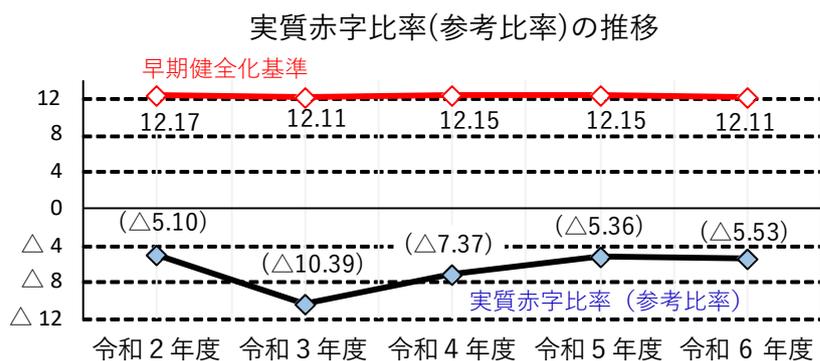
(単位：％、ポイント)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率 (参考比率)	－ (△5.36)	－ (△5.53)	－ (△0.17)	12.11

実質収支額は 1,359,730 千円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ△5.53％となり、前年度に比べ 0.17 ポイント改善している。これは、分母である標準財政規模の増加率に対し、分子の実質収支額の増加率の方が大きいことによるものである。

実質赤字比率の5か年の推移は、次のとおりである。



参考比率において、分子の一般会計等の実質赤字額に該当する一般会計等の実質収支額  
の状況は、次表のとおりである。

[実質収支額] (単位：千円、%)

区 分		令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
一 般 会 計 等	一般会計	1,283,670	1,355,429	71,759	5.6
	特別 会計	4,476	4,301	△175	△3.9
合 計		1,288,146	1,359,730	71,584	5.6

実質収支額の2会計の合計は1,359,730千円で、前年度に比べ71,584千円(5.6%)増加している。これは、ケーブルネットワーク事業特別会計が175千円(3.9%)減少したものの、一般会計が71,759千円(5.6%)増加したことによるものである。

分母の標準財政規模の状況は、次表のとおりである。

[標準財政規模] (単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
標準税収入額等	13,809,399	14,628,295	818,896	5.9
普通交付税額	10,023,777	9,878,651	△145,126	△1.4
臨時財政対策債	161,895	76,292	△85,603	△52.9
合 計	23,995,071	24,583,238	588,167	2.5

標準財政規模は、前年度に比べ588,167千円(2.5%)増加している。これは普通交付税額が145,126千円(1.4%)、臨時財政対策債が85,603千円(52.9%)それぞれ減少したものの、標準税収入額等が818,896千円(5.9%)増加したことによるものである。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び水道事業会計等の公営企業会計や、全ての特別会計を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{全会計の実質赤字額 } \Delta 5,681,915 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 24,583,238 \text{ 千円}} \times 100 \\ &\doteq \Delta 23.11 \text{ (参考比率)} \end{aligned}$$

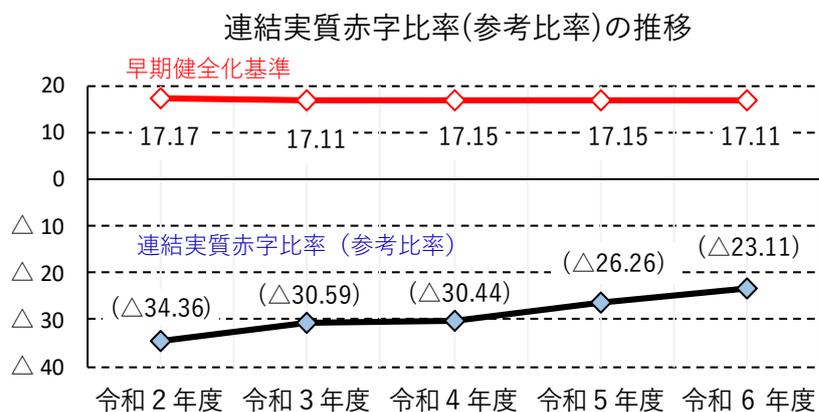
[連結実質赤字比率] (単位：%、ポイント)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	増減	早期健全化基準
連結実質赤字比率 (参考比率)	— ( $\Delta 26.26$ )	— ( $\Delta 23.11$ )	— (3.15)	17.11

実質収支額等は 5,681,915 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は算定されない。

参考としての比率を求めたところ $\Delta 23.11\%$ となり、前年度に比べ 3.15 ポイント悪化している。これは、分母である標準財政規模が増加し、分子の実質収支額及び資金不足・剰余額が減少したことによるものである。

連結実質赤字比率の参考比率の 5 か年の推移は、次のとおりである。



参考比率として、分子の全会計の実質赤字額に該当する全会計の実質収支額及び資金不足・剰余額の状況は、次表のとおりである。

[実質収支額及び資金不足・剰余額]

(単位：千円、%)

区 分		令和5年度	令和6年度	増減額	増減率	
実質収支額	一般会計等	一般会計	1,283,670	1,355,429	71,759	5.6
		ケーブルネットワーク事業特別会計	4,476	4,301	△175	△3.9
	公 営	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	52,013	54,452	2,439	4.7
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	480	180	△300	△62.5
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	147,634	151,090	3,456	2.3
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	1,584	1,884	300	18.9
	後期高齢者医療特別会計	5,817	8,263	2,446	42.0	
資金不足・剰余額	事業会計 公営企業会計	水道事業会計	1,974,758	2,295,812	321,054	16.3
		病院事業会計	2,049,966	1,272,174	△777,792	△37.9
		診療所事業会計(小児救急センター)	△2,762	△1,793	969	△35.1
		下水道事業会計(公共下水道事業)	708,405	487,193	△221,212	△31.2
		下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)	40,990	18,874	△22,116	△54.0
		下水道事業会計(農業集落排水事業)	34,933	32,987	△1,946	△5.6
		下水道事業会計(小規模集合排水事業)	793	1,069	276	34.8
合 計		6,302,757	5,681,915	△620,842	△9.9	

実質収支額及び資金不足・剰余額の合計は、前年度に比べ620,842千円(9.9%)減少している。

これは主に、一般会計が71,759千円(5.6%)、水道事業会計が321,054千円(16.3%)それぞれ増加したものの、病院事業会計が777,792千円(37.9%)、下水道事業会計(公共下水道事業)が221,212千円(31.2%)それぞれ減少したことによるものである。

### (3)実質公債費比率

実質公債費比率は、算定対象となる会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、過去3か年分を平均したものである。比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} & \text{実質公債費比率} = \left[ \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \div 5.60772 \right] \\ & \qquad \qquad \qquad \text{(単位：千円)} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{の過去3か年の平均値} \\ & = \frac{\text{令和4年度 } 5.52218 + \text{令和5年度 } 5.86291 + \text{令和6年度 } 5.60772}{3} \div \boxed{5.6} \end{aligned}$$

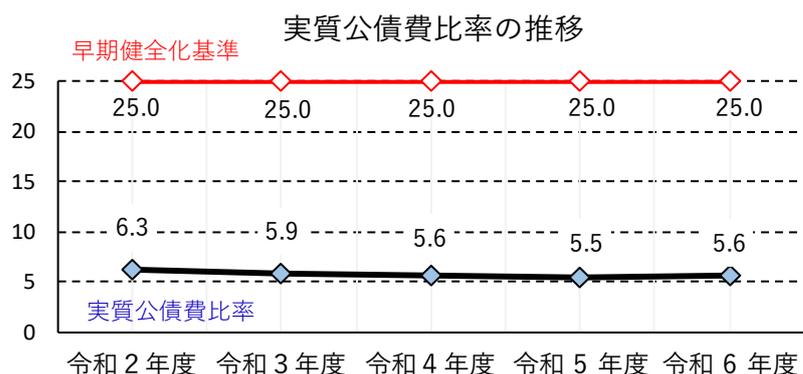
[実質公債費比率]

(単位：%、ポイント)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減	早期健全化基準
実質公債費比率	5.5	5.6	0.1	25.0

本年度の実質公債費比率は5.6%で、0.1ポイント悪化し、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

実質公債費比率の5か年の推移は、次のとおりである。



実質公債費比率(単年度)の算定の内訳は、次表のとおりである。

[実質公債費比率(単年度)算定内訳]		(単位：千円、%)			
区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率	
① 地方債の元利償還金	4,542,599	4,279,506	△263,093	△5.8	
② 準元利償還金	1,136,749	1,170,951	34,202	3.0	
③ 特定財源	621,878	623,548	1,670	0.3	
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,878,026	3,653,211	△224,815	△5.8	
⑤ 標準財政規模	23,995,071	24,583,238	588,167	2.5	
分子合計 (①+②)-(③+④)	1,179,444	1,173,698	△5,746	△0.5	
分母合計 (⑤-④)	20,117,045	20,930,027	812,982	4.0	
実質公債費比率(単年度)	5.86291	5.60772	△0.25519	-	

実質公債費比率(単年度)は、分子が5,746千円(0.5%)減少し、分母が812,982千円(4.0%)増加したことにより、前年度比で0.3ポイント改善している。

#### (4)将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

(単位：千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$= \frac{\text{① } 58,113,717 - (\text{② } 10,907,175 + \text{③ } 5,749,254 + \text{④ } 32,375,821)}{\text{⑤ } 24,583,238 - \text{⑥ } 3,653,211} \times 100$$

$$= 43.3$$

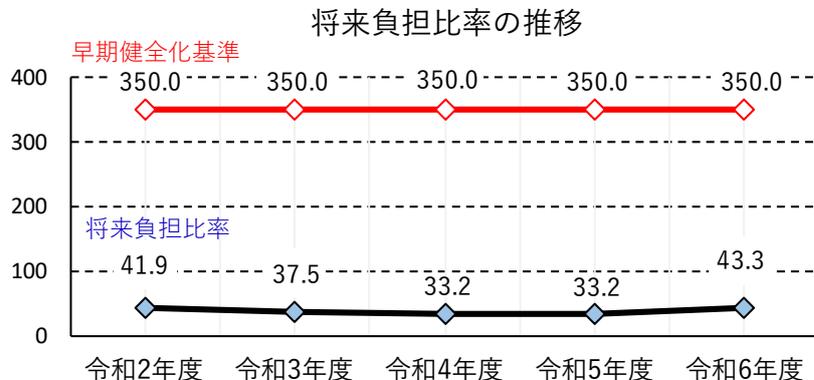
[将来負担比率]

(単位：%、ポイント)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	33.2	43.3	10.1	350.0

将来負担比率は 43.3%で、早期健全化基準(350.0%)を下回った数値となっている。

将来負担比率の 5 か年の推移は、次のとおりである。



将来負担比率の算定の内訳は、次表のとおりである。

項 目	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率	
①将来負担額	一般会計等の地方債現在高	37,342,394	38,050,003	707,609	1.9
	債務負担行為に係る支出予定額	397,242	398,174	932	0.2
	公営企業等繰入見込額	14,402,884	14,605,257	202,373	1.4
	組合等負担見込額	0	0	0	-
	退職手当負担見込額	5,012,102	5,060,283	48,181	1.0
	設立法人の負債等負担見込額	197,780	0	△197,780	△100.0
	連結実質赤字額	0	0	0	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
	計	57,352,402	58,113,717	761,315	1.3
②充当可能基金額	11,478,447	10,907,175	△571,272	△5.0	
③特定財源	6,141,864	5,749,254	△392,610	△6.4	
④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	33,049,426	32,375,821	△673,605	△2.0	
⑤標準財政規模	23,995,071	24,583,238	588,167	2.5	
⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,878,026	3,653,211	△224,815	△5.8	
分子合計 ①-(②+③+④)	6,682,665	9,081,467	2,398,802	35.9	
分母合計 ⑤-⑥	20,117,045	20,930,027	812,982	4.0	

将来負担比率の算定内訳は、分子の控除額である④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の減等により、分子が2,398,804千円(35.9%)、分母の控除額である⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減等により、分母が812,982千円(4.0%)それぞれ増加している。

### 3. 資金不足比率

資金不足比率は、水道事業会計などの公営企業会計ごとに算定するものであり、公営企業会計の資金不足額が、料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標で、経営状態の深刻度を示すものである。比率は次の算式による。

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{公営企業の事業の規模}} \times 100$$

[資金不足比率（参考比率）]

（単位：％、ポイント）

区 分	令和5年度	令和6年度	増減	経営健全化 基 準
(1) 水 道 事 業 会 計	－ (△151.5)	－ (△174.3)	－ (△22.8)	20.0
(2) 病 院 事 業 会 計	－ (△27.2)	－ (△16.5)	－ (10.7)	
(3) 診 療 所 事 業 会 計 (小児救急センター)	6.3	4.2	△ 2.1	
(4) 下 水 道 事 業 会 計 (公共下水道事業)	－ (△116.3)	－ (△69.6)	－ (46.7)	
(5) 下 水 道 事 業 会 計 (特定環境保全公共下水道事業)	－ (△82.7)	－ (△38.2)	－ (44.5)	
(6) 下 水 道 事 業 会 計 (農業集落排水事業)	－ (△56.3)	－ (△53.2)	－ (3.1)	
(7) 下 水 道 事 業 会 計 (小規模集合排水事業)	－ (△63.3)	－ (△89.4)	－ (△26.1)	

備考：資金不足比率については、算定した結果が赤字でない箇所は「－」で表示した。

各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

資金不足比率については、診療所事業会計(小児救急センター)は4.2%で2.1ポイント改善され、資金不足が生じているものの、経営健全化基準20.0%は下回った数値となっている。

その他の会計については、資金不足額を生じていないため、資金不足比率は算定されないが、参考としての比率を求めたところ、前年度に比べ改善したものは、水道事業会計が22.8ポイント、下水道事業会計(小規模集合排水事業)が26.1ポイントで、悪化したものは、病院事業会計が10.7ポイント、下水道事業会計(公共下水道事業)が46.7ポイント、下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)が44.5ポイント、下水道事業会計(農業集落排水事業)が3.1ポイントである。

法適用企業の資金不足額の状況は、次表のとおりである。

[資金不足比率] (法適用企業)

(単位：千円)

区 分	A 負債等 (注1)	B 算 入 地方債 (注2)	C 資産等 (注3)	D 解消可能 資 金 不 足 額	資 金 不 足 額 (A+B-C-D)	事業規模
水道事業会計	336,234	0	2,632,046	0	△2,295,812	1,316,963
病院事業会計	969,417	0	2,241,591	0	△1,272,174	7,678,085
診療所事業会計 (小児救急センター)	12,930	5,178	16,315	0	1,793	42,047
下水道事業会計 (公共下水道事業)	809,905	5,670	1,302,768	0	△487,193	699,633
下水道事業会計 (特定環境保全公共下水道事業)	11,910	0	30,784	0	△18,874	49,334
下水道事業会計 (農業集落排水事業)	31,610	6,532	71,129	0	△32,987	61,918
下水道事業会計 (小規模集合排水事業)	0	0	1,069	0	△1,069	1,195

注1:負債等=流動負債-(控除企業債等+控除未払金等+控除額+PFI建設事業費等)

注2:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

注3:資産等=流動資産-(控除財源+控除額)

公営企業における法適用企業の資金不足額は、診療所事業会計(小児救急センター)が1,793千円である。